

令和3年（2021年）9月30日

各施設長 様
（保護者 様）

熊本市保育幼稚園課長

「まん延防止等重点措置」の終了に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本市における教育・保育行政に多大なるご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症は、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるとされています。また新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人、妊娠後期の妊婦とされています。現在、新型コロナウイルス感染症は、全国的にデルタ株にほぼ置き換わったと考えられていますが、国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であるとされています。

令和3年9月28日、熊本県等について、「まん延防止等重点措置」を終了する旨が公示されました。しかし、熊本県において「まん延防止等重点措置」が解除された後、10月1日から14日までの期間を「医療を守る行動強化期間」として、県独自の対策を行うほか、政府の基本的対処方針によると、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、引き続き基本的な感染対策が求められています。各施設におかれましては、以下を参考に引き続き感染対策にご協力ください。また、必要に応じて、本事務連絡及び別添の「10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を施設内に掲示又は保護者等へ配布するなど、保育所等に関わる皆さまに基本的な感染対策が定着するようご協力いただければと存じます。

○ ご家庭を含む保育所等に関わる皆さまにお願いしたいこと

「まん延防止等重点措置」期間中は、感染拡大を防ぐための登園自粛要請にご協力いただき感謝申し上げます。ご協力いただいた皆さまにはご負担をかけてしまいましたが、保育所等における感染者数は減少傾向が見られています。「まん延防止等重点措置」終了後も、引き続き以下の取り組みへのご協力をよろしくお願いいたします。

- ・ 別添「10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、基本的な感染対策を徹底すること

- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意すること
- ・ 全国的にデルタ株にほぼ置き換わったと考えられることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること
- ・ 保育所等では、子ども同士の濃厚接触は避けられません。子どもは重症化しにくいと言われていますが、ご家族に重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある人及び妊娠後期の妊婦）がいらっしゃる場合があります。日々の体調を把握して、少しでも体調が悪ければ自宅待機とするなど、施設内に感染症を持ち込まないよう十分注意すること

○ 職員の皆さまにお願いしたいこと

新型コロナウイルス感染症発生時より現在に至るまで、感染対策にご尽力いただき感謝申し上げます。引き続き、以下の取り組みへのご協力をよろしく願います。

- ・ 職員が感染源とならないよう、日頃より「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・ 症状がなくても、利用者と接する際にはマスクを着用すること（普段マスクを着用していても、マスクを外した際に感染リスクの高い行動をとった場合、感染が拡大する可能性が著しく高くなります）
- ・ パソコン、手すりやおもちゃ等、職員間や園児間で共有するものは定期的に消毒すること
- ・ 施設内の定期的な換気を行うこと
- ・ 行事等を開催する場合には、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、行事等の開催中や前後の参加者等に係る行動管理等、基本的な感染対策を講じること
- ・ 飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと
- ・ 日々の体調を把握して、少しでも体調が悪ければ自宅待機すること
- ・ 保護者の送迎は、緊急の場合を除き、出入口付近までとするなど対応を検討すること
- ・ 登園自粛要請にご協力いただいたご家庭の園児が、再び施設に馴染むことができるよう適宜サポートすること

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市保育幼稚園課

Tel 096-328-2568